

# 令和6・7年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直すこととされています。  
保険料は、被保険者全員が均等に負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計となります。  
今回の保険料率の改定については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行による影響があります。



## 令和6・7年度の保険料率について

	令和4・5年度		令和6・7年度
均等割額	45,840円	→	49,621円
所得割率	8.67%	→	9.63% <sup>*1</sup>
年間保険料限度額	66万円	→	80万円 <sup>*2</sup>

制度改正による影響を緩和するため、令和6年度のみ次の措置を行います。

- ※1 所得割率は、総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の方は、令和6年度のみ**8.98%**となります。
- ※2 生年月日が1949年(昭和24年)3月31日以前の方、もしくは障害認定により資格取得された方は令和6年度のみ年間保険料限度額は**73万円**となります。

## 保険料の計算方法

4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。

$$\text{年間保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額} (\text{総所得金額等}^{\ast 1} - \text{基礎控除}^{\ast 2} (43\text{万円})) \times \text{所得割率}$$

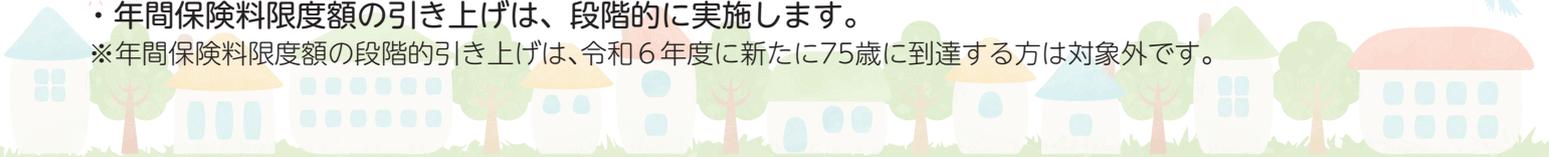
- ※1 総所得金額等とは、「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。  
また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も、総所得金額等に含まれます。
- ※2 基礎控除額は地方税法に定める方法により計算します。合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円になります。

## 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う後期高齢者医療保険料の制度改正について

- 次のとおり制度が見直されました。
  - ・後期高齢者医療を全世代で公平に支え合うため、後期高齢者の保険料の伸び率を現役世代の支援金の伸び率に合わせる見直し
  - ・こども・子育て支援の拡充のため、出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みの導入

## 制度改正に伴う影響の緩和措置について

- 制度改正による影響を緩和する措置を次のとおり実施します。
  - ・出産育児一時金に対する後期高齢者からの支援(対象額の7%)について、令和6・7年度は2分の1とします。
  - ・均等割額は、今回の改正が影響しないように改定しました。
  - ・所得割率は、総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の方を対象に、令和6年度は改正に伴う増額を生じないように改定しました。
  - ・年間保険料限度額の引き上げは、段階的に実施します。
- ※年間保険料限度額の段階的引き上げは、令和6年度に新たに75歳に到達する方は対象外です。



## 保険料の軽減措置(令和6年度)

次の所得等の被保険者は、均等割額が軽減されます。

「給与所得者等」とは給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方です。

給与所得者等の数	世帯内の被保険者と世帯主の 令和5年中所得の合計額	軽減後の均等割額
1人以下の場合	「43万円」以下	7割軽減 14,886円/年
	「43万円+29万5千円×世帯内の被保険者数」以下	5割軽減 24,810円/年
	「43万円+54万5千円×世帯内の被保険者数」以下	2割軽減 39,696円/年
2人以上の場合	「43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)」以下	7割軽減 14,886円/年
	「43万円+29万5千円×世帯内の被保険者数+ 10万円×(給与所得者等の数-1)」以下	5割軽減 24,810円/年
	「43万円+54万5千円×世帯内の被保険者数+ 10万円×(給与所得者等の数-1)」以下	2割軽減 39,696円/年

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除があります(昭和34年1月1日生以前の方)。

※軽減判定の際には、「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※軽減判定は、賦課期日(令和6年4月1日または資格取得日)時点で行われます。

## 健保組合等の被扶養者であった方(これまで保険料負担がなかった方)の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった方については、特例措置として当面の間、所得割額の負担はなく、資格取得後2年の間に限り、均等割額が5割軽減され、令和6年度の年間保険料額は**24,810円**となります。ただし、均等割額の7割軽減に該当する方については、年間保険料額が**14,886円**となります。

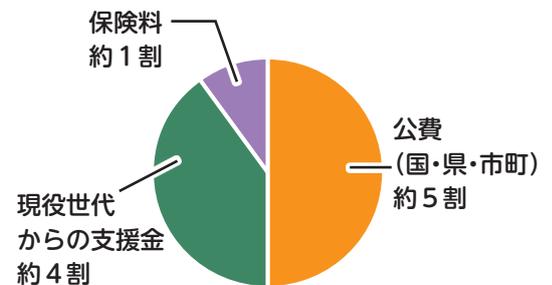
※令和4年4月30日までに被扶養者軽減の対象となった方の均等割額は、令和6年度以後は、被扶養者軽減の対象となりません。

※保険料が軽減されていない場合は、市区町の担当窓口にて「後期高齢者医療被扶養者の届出」を行ってください。

### Q 保険料は何のために支払うのですか？

保険料は、医療費(窓口負担を除く部分)の一部を賄うために、お支払いいただくものです。

医療費の約1割を保険料で賄い、その他の財源は、現役世代(75歳未満の方)からの支援金(約4割)、公費負担(約5割)となっています。



問い合わせ先

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格保険料係

☎(082)502-3010

またはお住まいの市区町担当窓口まで

広域連合ホームページ

<http://www.kouiki-hiroshima.jp>